

報告第9号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和6年8月30日

西脇市長 片山象三

## 1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.07	20.00
連結実質赤字比率	—	18.07	30.00
実質公債費比率	10.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

※ 将来負担比率がマイナスとなる場合は、「—」と記載している。

## 2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和5年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	
太陽光発電事業特別会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と記載している。